

令和6(2024)年度観光デジタルプロモーション等支援業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する、専門的知見を活用した令和6(2024)年度栃木県観光デジタルプロモーション等支援業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 委託業務名

令和6(2024)年度観光デジタルプロモーション等支援業務

2 委託業務の目的

本県への旅行需要を喚起するため、Instagram を活用したプロモーションを効果的かつ効率的に実施する。

また、これらの事業成果の継続的な収集・分析を行うことでPDCA サイクルを循環・深化させ、より効果的なデジタルプロモーションを展開し、本県への旅行需要の創出を図ることを目的とする。

3 委託料

22,151,470円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7(2025)年3月31日（月）まで

4 委託業務内容

(1) ターゲットについて

本事業における主たるターゲットは首都圏及び福島県に在住する30代以下の男女とし、男女を問わず2人旅を想定する。

(2) Instagram を活用した魅力的な観光コンテンツ発信業務

ア アカウントについて

(ア) 観光の魅力を発信し、本県への誘客を促進することを目標とし、Instagram アカウントを運用すること。アカウントは、現在運用している以下のアカウントを継続して運用すること。

・「本物の出会い 栃木」公式 Instagram アカウント

(<https://www.instagram.com/kankotochigi/>)

(イ) ターゲットの本県への誘客意欲を促進するとともに、フォロワー以外のユーザーからのリーチ数を増やす運用手法を提案すること。

(ウ) Instagram の運用にあたっては「とちぎ旅ネット」との連携を考慮すること。

イ コンテンツの投稿について

- (ア) アカウントは、栃木県観光の認知拡大及び来訪意欲の醸成に資するフィード投稿を行うこと。投稿回数は少なくとも週1回以上とし、投稿回数やタイミング等について誘客促進の目標達成に資するような追加の提案を行うこと。
- (イ) 県内のご当地グルメとその周辺観光地を巡る15～60秒程度の動画を撮影・編集し、リール動画投稿を行うこと。投稿回数は少なくとも月2回以上とし、投稿回数やタイミング等について誘客促進の目標達成に資するような追加の提案を行うこと。なお、動画2～6本程度で1つの行程紹介になるような構成とし、「続きが見たくなる」、「繰り返し見たくなる」工夫をすること。また、行程については1泊2日を原則とし、2泊以上の行程を1つ以上作成すること。
- (ウ) コンテンツの年間投稿計画を提案すること。計画は事前に甲の承認を得ること。

なお、投稿は令和6(2024)年5月投稿分から令和7(2025)年4月投稿分までを作成すること。

- (エ) 承認を得た投稿計画に基づき、乙は投稿内容を作成し、投稿すること。投稿に当たり、関係者との連絡調整、画像収集、申請等は乙の責任において実施すること。
- (オ) 投稿用画像については、原則として新規に撮影したもの、もしくはユーザー生成コンテンツの活用によるものとし、アカウント閲覧者に本県観光の魅力を伝えられるものとする。ただし、新規に撮影したものとユーザー生成コンテンツの活用によるものの比率は乙の提案による。

また、撮影した画像の著作権は甲に帰属するものとし、ユーザー生成コンテンツを活用した場合は、乙が当該画像の保有者に対し、甲が当該画像を他の事業で作成する雑誌広告等、その他県が運営するWEB媒体やSNSに使用すること、必要に応じて画像の編集を行うことに関する許可を得ること。

- (カ) フィード投稿の平均エンゲージメント数は220回を下限とし、目標KPIを定めること。

ウ 効果分析について

アカウントや各投稿のインサイトを分析し、フォロワーやハッシュタグ投稿数の増加につながるよう、フォロワー外へのリーチ増や各投稿のエンゲージメント率を高めるための改善を図ること。なお、分析の結果については第1四半期、第2四半期、第3四半期の期末ごとに結果をとりまとめて改善策とともに報告することとし、各期末の翌月末までに提出することとする。

(3) 広告配信業務

ア Instagramにおける広告配信

- (ア) 主たるターゲットに対し、本アカウント及び観光地としての栃木県の認知

度向上を目的とした広告を配信する。広告に使用する素材は乙が収集・作成することとし、ターゲットへの訴求力が高いものを作成すること。なお、広告の種類（静止画・動画）については乙の提案による。

- (イ) 広告からの流入先はとちぎ旅ネット内のいずれかのページとする。ただし、それ以外に事業の結果をよりよくできる可能性がある提案がある場合はこれに限らない。
- (ウ) 配信期間は第1四半期、第3四半期、第4四半期の3回とし、第3四半期には愛知県を配信エリアに含めること。
- (エ) 広告からのウェブサイト流入の計測やリターゲティングリストの分析を行うため、広告のリンク先 URL にパラメータ等を設定してリターゲティングリストを蓄積すること。
- (オ) 広告配信に係る経費として、委託料のうち 13,405,700 円（消費税及び地方消費税を含む。）以上を充てること。
- (カ) 広告のクリック数は 252,000 回を下限とし、目標 KPI を定めることまた、広告に掲出するクリエイティブは、ターゲットに応じて趣向や素材及びコピー等が異なるものを各四半期ごとに複数の訴求パターンで制作し、配信すること。

イ 効果分析

広告の表示回数、リーチ数、閲覧者の属性等を Google Analytics や Instagram インサイトを使って分析し、各配信期間の配信完了後に結果を報告すること。なお、広告配信期間中であっても、分析の結果見直した方がよいと判断できた場合は、その都度協議の上見直すこと。また、広告配信の設定についてはこの分析結果等を反映し、年度中においても適宜見直すこととし、広告配信の結果と合わせて改善点も提案すること。

5 業務の履行場所及び実施方法

(1) 業務の履行場所

業務の履行場所は甲の指定する場所とする。ただし、円滑な業務遂行のため、業務内容によって甲と乙の協議により調整を行うものとする。

(2) 専任担当者の設置

ア 委託業務の開始から終了までの間、調査経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、本業務の円滑な実施のために、定期的に甲と連絡調整を行うこと。

イ 甲と乙の打合せの際には、原則として専任担当者が出席することとするが、やむをえず専任担当者が出席できない場合は、事前に甲に連絡の上で代理の者を出席させることができるものとする。

なお、本規定は、打合せに専任担当者以外の者が出席することを拒むものでは

ない。

(3) 実施に当たっての注意事項

別紙「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」に基づき業務を実施すること。

6 提出書類

- (1) 契約後遅滞なく、栃木県と協議の上、仕様書に基づいて委託業務の具体的な実施計画を作成し、栃木県に「業務実施計画書」（様式任意）として提出するものとする。
- (2) 委託業務完了後、「委託業務完了報告書」に「実績報告書」（様式任意）を添えて、栃木県に提出して、検査を受けるものとする。なお、実績報告書に、Instagramの運用実績（投稿回数、インサイト）、広告配信の実績（期間や回数、結果など）を記載すること。
- (3) その他栃木県が必要と認める書類を提出する物とする。

7 委託料の支払

委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。

8 その他

- (1) 著作権をはじめ、本業務で作成した成果物等における一切の権利は、甲に帰属する。成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。なお、これらの手続きを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、乙は、その一切の責任を負うこと。
- (2) 契約に当たり、原則として再委託は認めない。
ただし、契約業務の一部を委託する場合について、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。その場合、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し承認を得ること。
- (3) 再委託範囲は乙が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は乙の責任において解決すること。
- (4) 本業務の実施に際して、仕様書に定める事項及び仕様書に定められていない事項等に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、業務を進めるものとする。